

第 5 0 5 回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和8年3月9日)

第505回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和8年3月9日（月）12時52分～13時37分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室（広島市中区基町10-52）

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和8年2月24日（火）

招 集 者 会長 北田 國一

3 出席者

委員（12人） 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、樋口元武、
下前清弘、林建志、長船幹成、川下求、野田秀明、竹本広司

県（7人）	農林水産局水産課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	〃	主 査	原本 真二
	〃	主 査	工藤 孝也
	西部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸

事務局（4人） 住吉次長、中林主任、房尾技師、田中主事

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第23号議案 くろまぐろ及びかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲可能量について

(追加議案) 広島県資源管理方針の変更について

(結果) 原案のとおり承認した。

第24号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について

(結果) 原案のとおり承認した。

(2) 報告事項

- ・令和8年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について
- ・漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和6年分）について

6 議事の経過

12時52分、事務局の住吉次長から第505回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し12名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に川下委員と野田委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第23号議案 くろまぐろ及びかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲可能量について】

【追加議案 広島県資源管理方針の変更について】

議 長 「第23号議案 くろまぐろ及びかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲可能量について」を上程したいと思いますが、事務局から第23号議案に関連した議案として、「広島県資源管理方針の変更」について追加提案がありました。議案の追加提案、議決については、委員会規程第7条により、出席委員の3分の1以上の同意を得る必要があります。委員の皆さま、いかがでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

議 長 はい。それでは、出席委員の皆様の同意が得られましたので、提案理由を事務局から説明してください。

住吉次長 （追加資料を配布し、議案内容により、第23号議案及び追加議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

工藤主査 （第23号議案について、資料1-1により説明した。）

原本主査 （追加議案について、資料1-2により説明した。）

議 長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

樋口委員 広島県にマグロの漁獲はあるのでしょうか。

原本主査 くろまぐろの大型魚については、令和2年頃に刺し網にかかった事例がございますが、その後、漁業者さんの方で大型魚が混獲されたという報告はございません。

先ほど、広島県は資源管理方針の中で1トン、2トンの枠があると申し上げましたが、これは混獲管理の枠となっており、基本的に生きているクロマグロが獲れた場合には再放流していただくこととしておりますので、そういった所で漁獲実績はほとんどない状況でございます。

樋口委員 ありがとうございます。

議 長 他にはありませんか。

議 長 無ければ採決に移ります。第23号議案「くろまぐろ及びかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲可能量について」及び追加提案のあった「広島県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第23号議案及び「資源管理方針の変更について」は、原案のとおり承認いたします。

【第24号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

議 長 次に、「第24号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について」を上程いたします。提案理由を事務局から説明してください。

住吉次長 （議案内容により、第24号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について、資料2により説明した。）

議 長 ただいまの説明について、委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

長船委員 4条件のイで「養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。」とありますが、養殖施設とは何を指すのでしょうか。

房尾技師 養殖施設については、主なもので言えば養殖筏になりますが、周辺に浮いている豆筏についても養殖施設に該当しますので、そういったものから50メートル以内の区域では操業してはならないという条件になっています。

長船委員 底びきもでしょうか。

房尾技師 これはいわしの条件になっているので、いわしだけです。

長船委員 分かりました。

下前委員 よろしいでしょうか。三高の区画漁業権のところによく他の漁協のいわし網の船が50メートル以内に入り5メートルや10メートル以内のところでは網を入れており、注意をしました。ちょうどその時、養殖筏は移動しており豆筏だけの状態だったため、注意された本人は養殖筏が無いから良いと組合から言われていると言っていました。うちも調べたら豆筏も養殖施設に該当し、そこから50メートル離さないといけないというのをもう少し徹底していただきたいと考えております。当のいわし網業者が知らないとは思っておらず、その場をやり過ごすためにそう言ったのかもしれませんが、毎年来るため徹底していただきたい。

三浦主査 県の方からコメントさせていただきます。いわし船びき網の養殖筏の50メートルについては、かき業者さんからの苦情であったり、一般の方からの通報であったりもありまして、取締船のほうでもそういった事案があった場合は必ず指導するようにしておりますので、今後も指導を徹底してまいりたいと思います。

樋口委員 今月の終わりにいわし網協議会の総会があると思うので、その際に周知し徹底し

て貰えば良いのではないのでしょうか。

三浦主査 はい。

川岡委員 何度言っても来るため、よく言っておいてもらいたい。

樋口委員 ルールは守ってもらわないといけません。

住吉次長 いわし網協議会の時に県の方から周知徹底するよう指導させていただきます。

議 長 よろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 無ければ採決に移ります。第24号議案「漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 また、趣旨を逸脱しない範囲での字句の修正については、県に一任するとしてよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第24号議案は、原案のとおり承認することとし、趣旨を逸脱しない範囲の修正は、県に一任いたします。

(2) 報告事項

【令和8年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について】

議 長 続いて報告事項に移ります。「令和8年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について」、事務局から説明してください。

住吉次長 （資料3により、令和8年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について報告した。）

議 長 ただいまの説明について、委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

川下委員 広島・岡山連合海区のところで「岡山海区から、広島県海域でのさわら流網について、漁期の前倒しを要望する意見が出された。」とありますが、結論としてはどうなったのでしょうか。

三浦主査 結果としては、その場でその話を受けるのは難しいということで、従来通りの内容で協定締結されました。ただ、そういった要望があることを知っておいて欲しいということでその会は終わったと認識しております。

川下委員 意見が出されただけということですね。

三浦主査 はい。

箱崎委員 その件は、三原の濱松委員が岡山へ説明し、納得してもらっていると思っています。

濱松委員 地元にまだ了解が貰えておらず、広島でのみ前倒しすると、岡山で違反する可能性もあります。県内調整がついて岡山県内の許可が前倒しになるのであれば、広島県への入漁も認めることができると伝えています。

議 長 よろしいですか。

野田委員 すみません。1つよろしいでしょうか。漁業時期が1月1日から12月31日までの通年となっていますが、協定日が2月3日になっているのですが、この間はどういう扱いになるのでしょうか。

房尾技師 漁業時期は1月1日から12月31日までになっていますが、許可期間を4月1日から3月31日までとしており、通年出来るような許可になっています。

野田委員 分かりました。

議 長 他にありませんか。

濱松委員 少し関係ない話になってしまいますが、最近、無灯火で刺し網をされている方がいます。共同漁業権内で操業していると、ローラーで網があがってきて破れてしまうので、せめて灯火をつけるようにして欲しいです。近隣の組合員であれば入会もあるのであまり言いませんが、素人が多く困っています。灯火があれば避けることが出来るのでそのように指導してもらえないでしょうか。

三浦主査 素人というのが漁業者ではないということであれば、そもそも刺し網が出来ません。勝手に網を没収することは出来ませんが、海上保安庁等にお伝えしてもらい対処してもらうのが良いと思います。

濱松委員 それが素人なのか玄人なのかは分かりません。

川下委員 漁業者とはいえ私人のため、物を没収するといった行為は良くないと思います。

川岡委員 素人にそんなことをする人がいるのですか。

濱松委員 います。うちの組合員であれば、昼は赤い旗を付けたり夜は灯火を付けています。素人はゴミが浮いているのかなと勘違いするような浮きを付けていたりします。

三浦主査 所有者が分からないということであればその旨を保安部に伝え、保安部に捜査してもらうのが良いと思います。

議 長 よろしいでしょうか。他にありませんか。

濱松委員 何にしても漁業者に規制があり、素人には何も規制がありません。サワラについては素人も調査するような話が神戸で出ているようです。素人の方がたくさん魚を獲っています。漁業者には操業日誌を付けるよう言われますが、素人は何もありません。

三浦主査 先ほどの灯火につきましては、漁業者の方はブイ等付けてらっしゃると思いますが、素人の方は灯火というよりも刺し網自体が出来ませんので、取締にも情報共有して適正に対応したいと思います。また詳細な情報があればお知らせ頂けると幸いです。

議 長 よろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

【漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和6年分）について】

議長　それでは、次の報告事項に移ります。「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和6年分）について」、説明をお願いします。

房尾技師　（資料4により、漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和6年分）について説明した。）

議長　ありがとうございます。ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見をお願いします。

濱松委員　漁船の登録番号について、すぐに外れないようにしていれば良いのですが、うちの組合の中でひっかけるようにしてすぐに外せるようにしている人がいます。

箱崎委員　それは組合でしっかり指導が必要なのではないのでしょうか。

濱松委員　そういうのは保安庁に言えば動いてくれるのでしょうか。

三浦主査　漁船登録番号は船体に表示することとなっているため、かけるような形ではいけません。そういったことがあるのであれば県の方でも指導させていただきます。

議長　他に意見はありますか。

長船委員　漁業法第91条第1項第2号にある「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。」というのはどういったことが該当するのでしょうか。

房尾技師　例えば、漁業権が設定されているにもかかわらずそこで漁業が営まれていない、漁業権を持っているだけで行使していないような状況等が該当します。

長船委員　そういう時は返上しないといけないのでしょうか。

房尾技師　そうですね。活用していないのに漁業権が免許されているのはおかしいので、返上するような指導に入っていくことになります。

議長　よろしいですか。

長船委員　はい。

議長　それでは、これをもちまして、第505回広島海区漁業調整委員会を終了します。長時間ありがとうございました。

（13時37分閉会）